

## 神戸学院大学心理学部人を対象とする研究等倫理審査委員会規程

### (目的)

第1条 神戸学院大学心理学部(以下「本学部」という。)において行われる人(試料・情報を含む)を対象とする全ての研究・教育遂行上の調査・実験(以下「研究等」という。)は、「神戸学院大学研究倫理綱領」の趣旨に則り、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年12月22日文科科学省・厚生労働省告示第3号)等、人権の尊重その他の倫理的観点及び科学的観点から研究者が遵守すべき事項を定めた国内外の関係法規・指針等(以下「関係法規等」という。)を遵守して行われなければならない。そのため、研究等において、被験者の生命、個人の尊厳及び倫理的配慮の徹底を図り、被験者及び研究・実験者の安全性確保と人権保護を目的として、研究等の事前審査を行うために本学部に神戸学院大学心理学部人を対象とする研究等倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 本学部のほか、神戸学院大学大学院人間文化学研究科の心理学関連の専攻及び講座において行われる研究等についても本規程を適用する。

### (任務)

第2条 委員会は、研究等の実施の適否その他研究等の実施にかかる事項について、人権の尊重、倫理的、社会的及び法律的観点等から本学部及び研究等に携わる関係者の利益相反に関する情報も含めて公正かつ中立に審査及び審議(以下「審査等」という。)するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、心理学部長(以下「学部長」という。)がこれを設置し、学部長が委嘱する次の委員をもって組織される。

- (1) 医学・医療を専門とする本学部の専任教育職員 1名
- (2) 医学・医療を専門としない本学部の専任教育職員 6名
- (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者(以下「一般の立場の者」という。)又は本学部の専任教育職員以外の自然科学の有識者若しくは人文・社会科学の有識者 2名以上

2 委員会の構成は、前項に掲げるもののほか次の要件を全て満たさなければならない。また、第1号から第3号までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。
- (3) 一般の立場の者が含まれていること。
- (4) 本学部に所属しない者が複数含まれていること。
- (5) 男女両性で構成されていること。

3 第1項第1号の委員については、医師・薬剤師・看護師・臨床検査技師・管理栄養士等

医療関係の国家資格を保持していることが望ましい。

- 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。
- 5 委員長に職務に就くことができないやむを得ない事情があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号及び第2号の委員の任期は2年、第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、前任者の任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第5条 委員長は審査等のため委員会を招集する。2 委員長は、毎年度2回(6月、12月)の定期委員会のほか、緊急性のあるときは臨時委員会を招集するものとする。

- 3 委員長は、委員会の議長となる。
- 4 委員会の成立要件は次の各号によるものとし、議事は出席委員の過半数をもって決する。
  - (1) 委員の過半数が出席すること。
  - (2) 第3条第2項に定める構成を満たす委員が出席すること。

5 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。  
(研修等)

第6条 学部長は、委員会の委員及びその事務に従事する者には、審査等及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けさせなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けさせなければならない。

(情報公開等)

第7条 委員会は、審査等の内容及びその他委員会に係る事項について、原則として公開するものとする。ただし、個人を識別することのできる情報又は研究に係る独創性若しくは知的財産権を害する恐れのある情報については、非公開とすることができる。

(専門小委員会)

第8条 委員会は、専門的な立場からの調査及び検討をするために、専門小委員会(以下「小委員会」という。)を置くことができる。

2 小委員会の構成及び運営に必要な事項については、その都度委員会で決定する。

(審査申請)

第9条 研究等責任者が、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針の対象となる研究等を実施する場合、所定の申請書により学部長を経て学長に審査の申請をしなければならない。人を対象とする医学系研究に関する倫理指針の対象とならない研究等を実施する場合でも、研究等責任者が希望すれば申請することができる。

(審査)

第 10 条 前条の申請があった場合、学長は委員会に審査を委ね、委員会は審査を行うものとする。

- 2 委員会は、前条の審査申請を行った研究等責任者(以下「申請者」という。)に委員会への出席を要請し、説明を求めるものとする。
- 3 委員が申請者として自らが実施する研究等計画の審査を受けるときは、当該審査に加わることができない。
- 4 第 5 条第 4 項の定めにかかわらず、審査の判定は、出席委員全員の合意をもって行う。ただし、審議を尽くしても出席委員全員の合意を得ることができない場合は出席委員の 5 分の 4 以上の合意により審査の判定を行うことができる。

(迅速審査)

第 11 条 前条にかかわらず委員会は、次の各号にあげる軽微な事項の審査については、委員長が指名する委員による迅速審査に付することができる。

- (1) 既に実施承認された研究等計画の軽微な変更
  - (2) 他の研究機関と共同して実施される研究等であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
  - (3) 侵襲を伴わない研究等であって介入を行わない研究等計画の審査
  - (4) 軽微な侵襲を伴う研究等であって介入を行わない研究等計画の審査
  - (5) その他、委員長が迅速審査とすることを適当と認めた研究等計画の審査
- 2 迅速審査の結果については、その審査を行った委員以外のすべての委員に報告されなければならない。

(審査方法)

第 12 条 第 10 条及び前条の審査は人権の尊重、倫理的、社会的及び法律的観点等から次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人の人権の擁護
- (2) 研究等の対象になる者に理解を求め同意を得る方法
- (3) 研究等によって生じる被験者への不利益の保護及び危険性に対する安全性の確保
- (4) 研究・実験者への危険性に対する安全性の確保及び人権の保護
- (5) 研究等期間中及び終了後の試料等の保存又は廃棄の方法
- (6) 研究等責任者その他の研究の実施に携わる関係者の利益相反に関する事項
- (7) その他関係法規等に定められた研究等実施にかかる必要な事項

(審査結果)

第 13 条 委員会が研究等計画につき審査を行った場合、委員長は速やかに学部長を経て学長に審査結果を報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合には、学長は所定の審査結果通知書により、遅滞なく申請者にその審査結果を通知するものとする。

(報告)

第14条 研究等を終了又は中止する場合には、申請者は速やかに所定の研究等報告書により学部長を経て学長に報告しなければならない。

2 研究等の遂行中に重大な有害事象が生じた場合には、申請者は速やかに学部長を経て学長に報告しなければならない。

3 研究等が複数年度に渡る場合は、申請者は各年度末に所定の研究等報告書により学部長を経て学長に中間報告をしなければならない。

(中止)

第15条 学長は、前条第2項に定める報告があった場合、又は被験者及び研究・実験者等からの有害事象に関わる申し出があった場合には、委員会にその報告又は申し出につき諮問し、当該研究等の一部又は全部の中止を勧告することができる。

(審査資料の保管)

第16条 学部長は、審査を行った研究等計画に関する審査資料を当該研究の終了について報告される日までの期間（侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものに関する審査資料にあつては、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間）、適切に保管しなければならない。

(事務)

第17条 委員会の事務は、本学部学部長室において行う。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、委員会、本学部教授会及び評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。